

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第11号 緊急輸送道路条例違反の修正に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 1 仙台堀川公園沿道無電柱化工事計画B－1工区の第2優先緊急道路障害物除去路線の整備計画は、選定時の幅員を縮小するという条例違反状態のため、設計の変更をすること 2 仙台堀川公園沿道無電柱化工事計画のB－2工区、C－2工区は、災害時活動困難度ランク3の地域に指定されており、防災道路として十分な幅員を確保しなければならないにもかかわらず幅員を縮小する計画のため、計画を変更すること 3 防災道路の責任者が不明確なため、土木部に防災課を移設すること 4 江東区の無電柱化工事計画の防災対策を見直すこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年3月17日	1 審査経過 令和5年 6月16日 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 令和6年 6月19日 令和6年 8月 5日（現場視察） 令和6年10月 9日 令和6年12月 5日 令和7年 3月11日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 1 当該路線の車道幅員は、整備前後共に5.0メートルであるため、幅員の縮小はなく、違反に該当する条例もない。 2 広い道路幅員を確保することは望ましいが、幅員を縮小する計画ではなく、また、災害時活動困難地域に指定されている場合の道路の幅員に対する規制等もない。 3 道路法や道路構造令に基づき、適切に管理するとともに、防災面でも道路に関わる必要な防災措置を講じるため、常日頃から防災部署との連携に努めている。 4 無電柱化については、都市防災機能の強化を目的の一つとしているため、無電柱化計画を作成する際には、江東区地域防災計画との整合性も図っている。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

都市整備部 都市交通計画担当

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第35号 区内南北交通手段としての亀戸－新木場LRT構想実現を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 JR越中島貨物線を有効活用し、自主的な運営も視野に入れられるLRTによる江東区南北公共交通路線を実現するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月29日	1 審査経過 令和5年 6月22日 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 区では、令和5年度に、亀戸－新木場間のLRT構想の再調査について検討を行ってきたが、平成14年度の調査時と比較して建設物価が大幅に上昇しており、最大の課題であった事業収支を悪化させる影響が見込まれている。 令和8年度は、区全域を対象とした移動手段のマスタープランである「江東区地域公共交通計画」の策定（令和8年度末予定）に際し、法定協議会（令和7年度設立）において、LRTなど南北公共交通の在り方を含めて検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第47号 地下鉄東西線南砂町駅の整備計画の 変更に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、東京メトロに 働きかけてください。 1 南砂町駅におけるホームドアの設 置時期を木場駅と同様に2025年 とすること 2 南砂町駅2番出入口のスロープ化は 当初の整備計画どおり維持すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年5月30日	1 審査経過 令和5年 6月22日 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 1 東京メトロに確認したところ、南砂町駅の2面3線化の工事は、 新設ホームと既設ホームの使用範囲及び線路を切り替えながら進め ているため、ホームドアは工事の進捗に合わせて順次整備する計画 となっている。中野方面列車側のホームドアは、令和8年2月7日 より使用開始され、段階的なホーム改修に合わせて、残りのホーム ドアを設置していく計画との回答であった。 本区としては、東京メトロに早期の完成を引き続き要望していく。 2 東京メトロに確認したところ、地下を通るルートは埋設物の移設 が困難であり、地上を通るルートが最短距離かつバリアフリー設備 を利用可能との回答であった。 本区としては、出入口2を利用される方に対して、バリアフリー ルートの案内を周知徹底すること及び車椅子の方が利用できる階段	

	昇降機の設置などの対策を引き続き要望していく。	
--	-------------------------	--

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 道路課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第58号 仙台堀川公園無電柱化整備計画の道路構造令違反修正に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 仙台堀川公園無電柱化整備計画は道路構造令に違反しているため、車道幅員を6メートルに変更するとともに、路肩を車道の両側に設置して都合7メートルとし、違法状態を解消するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月16日	1 審査経過 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 令和6年 6月19日 令和6年 8月 5日（現場視察） 令和6年10月 9日 令和6年12月 5日 令和7年 3月11日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 仙台堀川公園の側道については、道路構造令第3条第2項により第4種第4級の道路としているため、本計画における道路構造令上の違反はない。 また、道路幅員が変わるということに関して大型車を所有している沿道などの事業者には、改めて1軒ずつヒアリングをかけ事業内容を説明した。大型車の擦れ違い対策としては、要所要所に幅員の広いところを設ける計画としている。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部地域交通課・都市整備部都市交通計画担当

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第60号の1 大島地域など城東地区の交通弱者対策に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、趣旨1及び4については区に、趣旨2については都に働きかけてください。 1 大島地域など城東地域に、医療機関や主要駅、公共施設にアクセスできるコミュニティバスを早急に運行し、シルバーバスを提示することで、無料で利用できるようにすること 2 都営バス亀24系統を高齢者医療センターまで延伸するよう働きかけること 4 関係者の知恵を集めて、区の総合的な交通弱者対策の計画を策定・実施すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月20日	1 審査経過 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 1 区内の地域公共交通は、都営バスを基軸としているが、バス停までの移動が困難な高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民に対し、地域公共交通を補完する新たな交通システム導入に向けた検討を行っている。 令和5年度から、交通需要調査を実施し、導入効果の高い地域や運行手法について検討し、令和9年5月の実証運行開始に向け、運賃を含めた南砂地域におけるデマンド交通実証運行計画（案）をとりまとめた。 今後、乗降場所の設置等を進めていく。 2 亀24系統は、亀戸駅から西大島駅と東大島駅入口を経由し、葛西橋まで運行する路線である。 東京都交通局に確認したところ、高齢者医療センターまでの延伸は、所要時間が増加することから、運行本数を減少せざるを得ない	◎参考（医療・介護・高齢者支援特別委員会付託分） 5陳情第60号の2 3 緊急策として公共交通機関の利用困難者にタクシー券を支給すること

	こと、運行本数を維持した状況で運行する場合には、採算が取れないこと、また、新たな乗務員の確保が難しく、実施に向けた調整が困難との回答であった。 本区としては、都営バスが区民の日常生活の交通手段として重要であると認識しており、地域の意見については東京都交通局に伝えていく。 4 令和7年4月に、誰もが利用しやすい交通環境の整備に向けて、区全域を対象とした総合的な交通計画である「江東区地域公共交通計画」の策定に着手した。 また、令和7年度は、計画の策定・実施に関する協議等を行うため、学識経験者や関係行政機関、交通弱者をはじめとする区民代表等で構成される法定協議会を設立し、「江東区地域公共交通計画（素案）」の協議を実施した。 本計画については、交通弱者の方の視点も踏まえて令和9年3月末の策定を予定している。	
--	---	--

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第67号 明治通り歩道上にできた駐輪枠に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 明治通り歩道上にできた駐輪枠を、通行に悪影響のない別の場所に移動もしくは廃止するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年6月29日	1 審査経過 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 駐車枠は、平成16年度に、北砂三丁目付近に面している明治通りの歩道上、主に砂町銀座等の商業施設利用者の放置自転車が著しく、その対策として道路管理者である東京都第五建設事務所と協議し、自転車仮置場を設置したものである。 設置後は、区が当該自転車仮置場に自転車整理員を配置し、歩行の妨げにならないよう、自転車の整理を行っている。自転車仮置場を廃止すると、放置自転車が再び多くなり、通行への障害が大きくなる可能性が高いため、自転車仮置場の設置を継続する。 なお、横断歩道、バス停及び商店街入口付近など歩道の通行量が多い箇所については、令和6年6月14日に使用停止とした。 令和7年度からは、自転車整理員を配置していなかった水曜、祝日を追加し、12月29日から1月3日を除くすべての日を整理作業日とした。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第76号 永代通り南砂3丁目都営住宅前への バス停増設に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 南砂三丁目都営住宅地先の永代通り にバス停を設置するよう、都に働きか けてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年8月30日	1 審査経過 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 東京都交通局に確認したところ、日曹橋交差点東側及び南砂三丁目 都営住宅前には長い防音壁がありバス停を設置できるスペースが無い ことや、カーブで見通しが悪いなどの理由から、バス停を設置するこ とは物理的に困難との回答があった。 また、防音壁は、永代通りの道路建設の際に、工事実施の条件とし て設置されたものであり、撤去は容易ではないと、東京都建設局第五 建設事務所から回答があった。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部道路課、土木部地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 5陳情第83号 城東地域における交通まちづくりに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 城東地域の地区主要道路を、未知の利用環境にも対応できる、バスやコミュニティサイクル等の通行にも適した有効幅員の広い道路に整備し、本格的な高齢化社会の到来に対応した、長距離を歩けない人でも円滑に通院できるような、交通弱者をなくすための未来を見据えた交通まちづくりとなるよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月11日	1 審査経過 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 道路整備に関することについて、「都市計画マスタープラン2022」では、取組方針として安全で快適に移動できる道路ネットワークの形成や人の移動、滞留を円滑にする環境づくりを掲げている。また、「江東区道路網整備計画」の中で、地区主要道路は、車中心から人中心の交通環境づくりとして、物流機能に配慮しつつ歩道の拡幅や設置の検討を行うこととしており、一定程度の幅員がある道路について、現状以上に車道の幅員を積極的に広げる道路整備の推進は難しい。 今後も、誰もが安全で快適に移動できる道路環境づくりに努めていく。 交通弱者対策について、区内の地域公共交通は、都営バスを基軸としているが、バス停までの移動が困難な高齢者や子育て世帯等の移動支援が必要な区民に対し、地域公共交通を補完する新たな交通システム導入に向けた検討を行っている。	

	令和5年度から、交通需要調査を実施し、導入効果の高い地域や運行手法について検討し、令和9年5月の実証運行開始に向け、運賃を含めた南砂地域におけるデマンド交通実証運行計画（案）をとりまとめた。 今後、乗降場所の設置等を進めていく。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 道路課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第85号 仙台堀川公園側道の拡幅に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 仙台堀川公園の改修に伴い、仙台堀川公園東側側道（cosmos21ザ・ガーデンズフォート前付近）の幅員が狭められ、道路交通上極めて危険な状態となっているため、改修工事前の幅員に戻すよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月11日	1 審査経過 令和5年10月12日 令和5年12月13日 令和6年 3月11日 令和6年 6月19日 令和6年 8月 5日（現場視察） 令和6年10月 9日 令和6年12月 5日 令和7年 3月11日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 仙台堀川公園周辺の道路幅員は、公園との一体整備を目的にこれまで様々な声を最大限反映しながら修正を重ねて一律5.0メートルとして決定した。 警察との協議でも、安全性を確保するために路線全体で統一した幅員にすることが必要であること、スピード抑制のために幅員を必要以上に広くしないことなどが求められているため、改修前の幅員に戻すことは難しい。 また、当該箇所を改修工事前の幅員に戻す場合、安全確保のために交差点を挟んだ反対側の拡幅も必要となり、現実的ではない。 過去に発生した交通事故については、一般的な事故であり、道路幅員変更との因果関係については不明瞭であるという警察の見解が示されており、当該箇所について、区独自で交通事故についての分析を行	

	うことは考えていないが、今後も、現地の状況等を注視しながら警察とも協議し、対策が必要な場合には安全対策について検討していく。 大型車の擦れ違い対策として、既存の植栽帯スペースを活用し、当該区間に擦れ違い区間（幅員5.5メートル）を設けることとした。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第89号 都バス亀24系統葛西橋行きの東大島駅前乗り入れを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 都バス「亀24葛西橋行き」を、東大島駅前ロータリーに乗り入れ、東大島駅を経由するよう、都に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年9月12日	1 審査経過 令和5年10月18日 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 亀24系統の東大島駅付近のバス停は、番所橋通り沿いにある「東大島駅入口」である。 東京都交通局に確認したところ、東大島駅前ロータリーに乗り入れると、所要時間が増加することから、運行本数を減少せざるを得ない。また、運行本数を維持した状況で運行する場合には、採算が取れないこと及び新たな乗務員の確保が難しく、実施に向けた調整は困難であるとの見解であった。 本区としては、都営バスが区民の日常生活の交通手段として非常に重要なものと認識しており、引き続き東京都に要望を伝えていく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第106号 有明アリーナ、木遣り橋の駐車問題に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 有明アリーナ、木遣り橋周辺の安全、環境、景観が回復されるよう、区及び有明アリーナへ働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年11月14日	1 審査経過 令和5年12月15日 令和6年 3月18日 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 有明アリーナ周辺の路上駐車について、区民から寄せられた意見を関係機関と情報共有し、注意喚起をお願いしている。 東京都は、東京湾岸警察署からの要請を受け、路上駐車対策及び交通安全対策として、都道有明通り上下線（木遣り橋～有明アリーナ前）の車線規制作業を実施し、令和6年8月3日に作業を完了した。 また、有明アリーナ周辺の交通課題について、運営主体である株式会社有明アリーナと実施契約を結んでいる東京都スポーツ推進本部に対し情報提供を行っており、施設側はイベントに係る搬出入車両に対し、駐車等による待機を行わないよう主催者に働きかけるなど、様々な対策措置を講じている。 なお、東京都スポーツ推進本部は、有明アリーナ来場者向けタクシー乗降場を整備し、令和8年4月4日よりイベント時における運用を開始するとのことである。 本区としては、整備効果や周辺の路上駐車状況等を注視していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 施設保全課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 5陳情第116号 豊洲三丁目公園での受動喫煙被害防止への丁寧な個別対応を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 豊洲三丁目公園で、条例違反の公園内喫煙行為が多発しているため、区民からの情報提供を無視せず、たばこ問題への丁寧な個別対応の取組を行うよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和5年12月19日	1 審査経過 令和6年 3月11日 令和6年 6月19日 令和6年10月 9日 令和6年12月 5日 令和7年 3月11日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 令和3年3月に「江東区たばこに関する基本方針」を策定し、当方針に基づき令和4年1月から区立公園を全面禁煙化している。 公園の全面禁煙化後、区報での周知や園内へ禁止看板を設置するとともに、区職員による喫煙パトロールを令和4年1月から8月にかけて実施し、事前周知やマナー啓発を実施した。 区民から情報提供があった場合、豊洲三丁目公園を含め、個別看板の設置及びパトロールを実施するなど対応している。 また、この度の陳情を受け、豊洲三丁目公園内の各時間帯における喫煙実態調査を実施しており、喫煙者数が増加する時間帯において定期的に喫煙パトロールを実施するなど、喫煙対策の徹底を図っていく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第15号 ライドシェア導入中止を求める日本 国政府への意見書の提出を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 ライドシェア導入を中止するよう求 める意見書を、国に提出してくださ い。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年3月13日	1 審査経過 令和6年 6月21日 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 令和6年4月1日から解禁された日本型ライドシェアは、タクシー 事業者の管理の下で、雇用契約を結んだ地域の自家用車や一般ドライ バーにより有償で運送サービスを提供する事業であり、タクシーが不 足する曜日・時間帯に限り認められ、移動手段の空白を補うものと なっている。 日本型ライドシェアについては、規制緩和や新法について国におい て議論されている段階であり、本区としては、情報収集に努めるとと もに、その動向を注視していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第35号 東京メトロ東西線南砂町駅改良工事 計画に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 南砂町駅2番・3番出入口方面の旧 改札口とホームまでの通路・階段を復 活させ、ホームまでの最短距離を維持 するよう、東京メトロに働きかけてく ださい。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年8月7日	1 審査経過 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 東京メトロは、令和6年5月13日から、南砂町駅のホーム両端側に 設けていた旧改札とホームまでの階段等を廃止し、ホーム中央部に新改 札を設けている。 東京メトロに確認したところ、ホーム2面3線化に伴い、駅両端部に 線路を分岐させる設備を設置するため、設置箇所において既存構造物の 改良が不可欠となることから、これまで設置されていた2番・3番出入 口方面の旧改札とホームまでの階段等を残すことは構造上不可能である との回答であった。 また、東京メトロは、南砂町駅3番出入口を令和8年3月28日から 供用再開するとのことである。 本区としては、引き続き一時休止中の2番出入口についても、早期 に供用再開することを、東京メトロに対し要望していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 6陳情第45号 都心と臨海地域とを結ぶBRTに関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 東京BRT晴海・豊洲運行ルートにおいてB23豊洲～B03（豊洲市場前）停留所間に、（仮称）新豊洲駅前停留所を設置するよう、都に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和6年9月10日	1 審査経過 令和6年10月16日 令和6年12月11日 令和7年 3月21日 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 東京BRTの当該ルートは、令和5年度から運行開始されている。豊洲停留所から豊洲市場前停留所の間は、約1.7キロメートルにわたり、停留所が設置されていない区間となっており、新豊洲駅前を通過している状況である。 本区としては、都バス05－2系統の混雑緩和に向け、（仮称）新豊洲駅前停留所の早期設置を引き続き東京都に要望していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7陳情第15号 江東区立ドッグランを区立公園に設置することを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 江東区が運営する区立ドッグランを、南砂三丁目公園、仙台堀川公園に新設するよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年4月8日	1 審査経過 令和7年 6月30日 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 本区の公立ドッグランは、都立木場公園、都立辰巳の森海浜公園、区立豊洲ぐるり公園に設置されている。一方で、城東地区にはドッグランがなかったことから、地域バランスを踏まえ、新たに区立旧中川水辺公園に整備し、令和7年5月1日オープンしたところである。 設置場所にあたっては、犬の連れ込みが可能であることに加え、約1,000㎡の整備面積が確保でき、周辺の住環境に配慮し住宅から一定程度の距離の確保できる公園として、旧中川水辺公園を選定した。 なお、城東地区には、ご意見にあった南砂三丁目や仙台堀川公園など、比較的広い公園はあるものの、住宅に隣接しているなど、ドッグラン設置にあたっての条件に課題が残る状況である。 今後のドッグラン増設については、今回開設した旧中川水辺公園や豊洲ぐるり公園の運営状況に加え、公園マスタープラン策定の中で実施した利用者ニーズ調査の結果も踏まえ、検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 7陳情第46号の2 保育・学童保育・教育の充実を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 5 こどもたちがボール遊びのできる公園や乳児専用の公園を増やすこと 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年9月8日	1 審査経過 令和7年10月 8日 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 子どもたちがボール遊びのできる公園や乳児専用の公園については、現在策定中の江東区公園マスタープランにおいて、公園での球技利用のあり方や乳幼児の遊び・学びの場を含めた検討を進めているところである。 本プラン策定にあたり実施したアンケートでは、子どもたちからも多くの意見が寄せられ、キャッチボールやサッカーなど、様々なボール遊びができる広場の整備や、乳幼児親子が安心して自然に触れ合える場を求める声が多く見られた。 これらの意見を踏まえ、公園における球技利用のあり方をはじめとした、公園の整備及び管理運営方針について検討を進めていく。	◎参考（厚生委員会付託分） 7陳情第46号の1 1 質の高い保育を守るために、保育施設の人件費比率ガイドラインを制定すること 2 保育人材確保支援事業補助金を引き上げること ◎参考（文教委員会付託分） 7陳情第46号の3 3 こどもたちが安心して学べるよう、区内の学校において教員の欠員が生じないようにすること 4 区立幼稚園のこれ以上の縮小・廃止を進めないこと

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第63号の2 荒川砂町水辺公園内、テニスコート 拡張計画の中止とテニスコート脇の原 っぱ（草地）の保全に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけ てください。 2 当該草地部分を区土木部で推進し ている「原っぱ事業」に組み込み、 発展的に活用すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年11月10日	1 審査経過 令和7年12月 5日 令和8年 3月10日 2 審査概要 本公園が区内外の多様な生物の重要な生息・生育環境であることを 認識した上で、テニス拡張計画地の原っぱ（草地）の代替地を園内に 確保し、その表土を代替地の造成材として活用し整備する。 また、他公園内の原っぱと同様に適正な緑地管理を行い、今後も関 係団体と連携の上、自然環境の保全に努めていく。	◎参考（区民環境委員会付託分） 7陳情第63号の1 1 荒川河川敷のテニスコートを 拡張する計画を中止し、草地部 分における現在の管理方法を維 持すること

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

都市整備部 建築調整課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第69号の2 モスク建設に伴う地域住民の様々な懸念についての陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項に係る条例を制定するよう、区に働きかけてください。 1 モスクの建設を規制すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年11月18日	1 審査経過 令和7年12月5日 令和8年3月10日 2 審査概要 モスクは、一般的に、建築基準法上、「神社・寺院・教会その他これらに類するもの」等に該当するが、都市計画法や建築基準法等の要件（用途地域・容積率・建蔽率等）を満たしている場合は、建設が可能である。 また、日本国憲法においても「信教の自由」が保障されており、行政としては、特定の宗教を理由に建設を制限することは認められていない。 一方、江東区では、高さが10mを超える建築計画における紛争予防のため「江東区中高層建築物の建築にかかる紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、建築主に対して、建築確認申請を行う前に、建築計画のお知らせ標識の設置や一定範囲の近隣住民への計画説明を求めている。 今後、上記条例に基づく届け出を受理した場合他、区民の方から問い合わせを受けた際は、陳情の趣旨を踏まえ近隣住民の方への丁寧な説明・対応を求めていく。	◎参考（区民環境委員会付託分） 7陳情第69号の1 2 外国人が日本の法律やルールを遵守すること

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

都市整備部 建築調整課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第73号 宗教施設（モスク等）建設計画の有無についての事実確認および情報公開住民参加制度および事前合意プロセスの強化に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 1 大島三丁目周辺における宗教施設（モスク等）の建設について、事実確認を行い、計画の有無や内容について正確に情報を提供すること 2 区内で宗教施設を含む大規模な集客機能を持つ施設が建設される場合、区が計画を把握した段階で近隣住民に情報を公開し、住民意見を区の判断へ反映させる仕組みを条例に規定すること 3 生活環境に対する影響が特に大きい場合には、行政の判断により、住民意見を必ず考慮し反映しなければならない制度を創設すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年12月1日	1 審査経過 令和8年3月10日 2 審査概要 1 一般的に建築計画の公表や周知は建築主が行うものである。そのため、区が特定の民間の建築計画について調査や公表を行うことはないが、区では、高さが10mを超える建築計画における紛争予防のため「江東区中高層建築物の建築にかかる紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、建築主に対して、建築確認申請を行う前に、建築計画のお知らせ標識の設置や一定範囲の近隣住民への計画説明を求めている。 なお、現段階で大島三丁目周辺におけるモスク建設について、区への紛争予防条例に基づく届け出はない。 2 建築物を建設する場合、建築計画の用途や規模、高さ、構造等が建築基準法等の法令に適合していることが確認された場合には、建設することが可能となっており、許可行為ではないため、区が建築計画の是非や修正の必要性等を判断することはできない。 しかし、趣旨1と同様に、紛争予防条例において、建築主に近隣住民への建築計画の周知や説明を求めており、建築計画に対して意見がある場合は、直接、建築主に伝えることが可能となっている。 3 趣旨2と同様に、許可行為ではないため、建築基準法等の要件を満足している建築物に対し、行政判断で、住民意見を必ず考慮・反映させるよう建築主に求めることはできない。 区では、今後とも引き続き、紛争予防条例にて、建設計画の事前周知、説明、丁寧な対応を建築主に求めていくことで、紛争を未然に防ぎ、近隣住民の方の不安解消に努めていく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

都市整備部 建築調整課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 7陳情第75号の2 モスク建設における建築計画早期周知及び条例等の策定に関する陳情 2 請願・陳情の趣旨 モスク建築に関する下記の事項について条例を制定するよう、区に働きかけてください。 1 建築計画の早期提出を必須とすること 2 近隣住民への早期の説明会を必須とすること 3 請願・陳情の受理年月日 令和7年12月11日	1 審査経過 令和8年3月10日 2 審査概要 1 区ではモスクに限らず、高さが10mを超える建築計画における紛争予防のため「江東区中高層建築物の建築にかかる紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、建築主に対して、建築確認申請を行う前に、建築計画のお知らせ標識の設置や一定範囲の近隣住民への計画説明を求めている。 2 趣旨1と同様に、紛争予防条例にて建設計画の早期の周知や説明を建築主に求めている。 なお、安全・安心に暮らせるまちづくりへの影響についても、陳情の趣旨を踏まえ、必要に応じ丁寧な説明を建築主に求めている。	◎参考（企画総務委員会付託分） 7陳情第75号の1 3 夜間の防犯対策や街灯整備、防犯カメラ設置等、こどもおよび女性の安全を確保すること

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 地域交通課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 8陳情第2号 コミュニティバス「しおかぜ」にシルバーパスの利用を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 コミュニティバスしおかぜにシルバーパスで乗車できるようにするよう、区に働きかけてください。 3 請願・陳情の受理年月日 令和8年2月3日	1 審査経過 令和8年3月10日 2 審査概要 東京都シルバーパス条例に基づく制度について、東京都福祉局の見解では、バス事業者が実施主体となって運行する路線のうち、一般の路線バスと同等の運賃を設定し、区とバス事業者との協議が整った場合にシルバーパスの利用が可能になるとされている。 現在、本区で運行しているコミュニティバスしおかぜは、小学生以上一律100円と低廉な運賃としており、シルバーパスの利用を可能とするためには、都営バスと同額の210円程度への運賃改定が必要となることが想定される。 また、コミュニティバスは本区南部地域における交通不便地域の解消を図り、高齢者等を含む様々な方に低廉な運賃で御利用いただくことを重視していることから、シルバーパスを導入する考えはない。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

都市整備部 建築調整課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 8陳情第3号の2 宗教的利用建築物に関する生活環境保全と行政対応方針の明確化を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 宗教的利用を目的とした建築物に関し、下記の事項について区に働きかけてください。 1 建築計画段階における最大想定人数、利用頻度等の利用実態を区が把握する仕組みの有無を明確にすること。仕組みがない場合は創設の必要性について区の見解を示すこと。 3 建築主・管理者に対し、管理責任者の選任および住民が直接連絡できる苦情受付体制の整備を行政指導として求める仕組みの有無を明確にするとともに、必要に応じて制度化の検討状況を示すこと。 5 宗教施設・イベントホール等の不特定多数が集まる全施設に対し、宗教・思想を問わず公平な環境・安全基準および行政指導が適用されているか確認し、説明可能性について	1 審査経過 令和8年3月10日 2 審査概要 1 区の紛争予防条例では、建築主に近隣住民への建築計画の周知や説明を求めている、建築計画に対して意見がある場合は、直接、建築主に伝えることが可能となっている。 「建築計画段階における最大想定人数、利用頻度等の利用実態を区が把握する仕組み」については、現行の条例等では規定されておらず、現時点で新たに制度を創設する予定もない。しかし、区としては、引き続き、建設計画の事前周知、説明、丁寧な対応を建築主に求めていくことで、紛争を未然に防ぎ、近隣住民の方の不安解消に努めていく。 3 趣旨1と同様に、建築主に近隣住民への建築計画の周知や説明を求めている、建築計画に対して意見がある場合は、直接、建築主に伝えることが可能となっている。 「建築主・管理者に対し、管理責任者の選任および住民が直接連絡できる苦情受付体制の整備を行政指導として求める仕組み」については、現行の条例等では規定されておらず、現時点で制度化に向けた具体的な検討も行っていない状況である。しかし、区としては、引き続き、建設計画の事前周知、説明、丁寧な対応を建築主に求めていくことで、紛争を未然に防ぎ、近隣住民の方の不安解消に努めていく。 5 区では、建築物の建築または建築後の維持管理にあたっては、建築基準法や関連条例等に基づき、建築主等に対して適切な指導等を行っている。	◎参考（企画総務委員会付託分） 8陳情第3号の1 2 生活環境上の問題が発生した際の相談窓口、所管部署、適用法令、警察との連携手順を文書化し、住民が事前に確認できる形で公開すること。 4 生活環境や交通安全に悪影響が継続する場合の是正指導の内容、指導に従わない場合の対応、ならびに信教の自由との関係について区としての統一的な見解を示すこと。

区の見解を明確化すること。 3 請願・陳情の受理年月日 令和8年2月6日	また、不特定多数が利用する施設における安全確保や周辺環境への配慮については、法令に基づき必要な審査・指導を実施しており、基準の適用状況等についても、説明可能性の確保に努めている。 今後も、地域の安全と安心の確保を最優先に、法令に基づく公正・適切な行政運営を着実に推進していく。	
--	--	--

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部施設保全課、土木部地域交通課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 8陳情第4号 小名木川沿いの一方通行の区道のさらなる交通安全策を求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 小名木川沿いで明治通りの進開橋から番所橋通りの番所橋をつなぐ一方通行の区道に関する下記の事項について、さらなる交通安全対策を行うよう、区に働きかけてください。 1 塩の道橋周辺にハンプ等を設置し、自動車の走行速度を抑制すること 2 自転車が安全に通行できるよう、自転車通行帯を明示すること 3 既に設置されているイメージハンプや区画線補修工事に関して、自動車の走行速度抑制効果を検証し、その結果が不十分であれば新たな交通安全対策を講じること 3 請願・陳情の受理年月日 令和8年2月9日	1 審査経過 令和8年3月10日 2 審査概要 1 令和6年に同内容の陳情を受け、城東警察署と速度抑制方法を協議し、以前からの対応に加え、令和7年5月に進開橋～番所橋間において、視覚・振動による速度抑制を目的とした滑り止め舗装を2か所施工した。 2 自転車通行帯（ナビマーク・ナビライン）の整備は、自転車などが安全に通行できる路線として、車道幅員が6メートル以上ある区道を対象としている。 当該区道は車道幅員が6メートル未満であり、令和5年3月の自転車利用環境推進方針の改定においては、未整備区間として道路環境の変化を踏まえ検討することとしている。 3 今後、速度抑制効果の検証を検討していく。	

継続審査中の請願・陳情について（建設委員会）

土木部 河川公園課

件名	委員会審査の経過	備考
1 請願・陳情の件名 8陳情第5号の2 亀戸野球場跡地に予定のスポーツ施設と亀島記念公園にボール利用スペースを作ることを求める陳情 2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 2 亀島小学校記念公園にボール利用スペースを設置すること 3 請願・陳情の受理年月日 令和8年2月10日	1 審査経過 令和8年 3月10日 2 審査概要 ボール利用スペースの設置については、現在策定中の江東区公園マスタープランにおいて、公園での球技利用のあり方の検討を進めているところである。 本プラン策定にあたり実施したアンケートでは、子どもたちからも多くの意見が寄せられ、キャッチボールやサッカーなど、様々なボール遊びができる広場の整備を求める声が多く見られた。 これらの意見を踏まえ、今後は、公園における球技利用のあり方をはじめとした、公園の整備及び管理運営方針について検討を進めていく。	◎参考（区民環境委員会付託分） 8陳情第5号の1 1 亀戸野球場跡地に予定しているスポーツ施設にボール利用スペースを設置すること